

鳥獣保護区特別保護地区の概要

1 鳥獣保護区制度

鳥獣保護区は、鳥獣の保護を図るために特に必要があると認めるとき、指定することができる区域で、環境大臣が指定する国指定鳥獣保護区と、都道府県知事が指定する都道府県指定鳥獣保護区の2種類がある（鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第28条）。

2 特別保護地区制度

環境大臣又は都道府県知事は、鳥獣保護区の区域内で鳥獣の保護又はその生息地の保護を図るため特に必要があると認める区域を特別保護地区に指定することができる（鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第29条）。

区分	制度の概要	規制の概要	存続期間
鳥獣保護区	鳥獣の保護を図るため、必要があると認められる地域に指定するもの	狩猟が認められない	20年以内 (本県は10年) 期間の更新が可能
特別保護地区	鳥獣保護区の区域内において、鳥獣の保護又はその生息地の保護を図るため、必要があると認められる地域に指定するもの	許可を要する行為 ・工作物の新築等 ・水面の埋立等 ・木竹の伐採	鳥獣保護区の存続期間の範囲内 (本県は10年)

3 鳥獣保護区と特別保護地区の指定状況

鳥獣保護区 39箇所 74,795.9ha
特別保護地区 10箇所 6,310.1ha

4 特別保護地区の指定

(「第12次鳥獣保護管理事業計画(計画期間:平成29~33年度)」)

(1)方針

指定に関する中長期的な方針

- ア 特別保護地区の指定に当たっては、鳥獣保護区内の区域内において、特に、生育環境の保全を図る必要があると認められる区域について指定する。
- イ 指定期間は、その特別保護地区を区域内に含む鳥獣保護区の指定期間に合わせて指定する。
- ウ 計画期間中に指定期間満了となる地区は、再指定する。

指定区分ごとの方針

- ア 森林鳥獣生息地の保護区
良好な生息環境となっている区域のうち、特に必要と認められる区域について指定するものとする。
- イ 集団渡来地の保護区
渡来する鳥類の採餌場又はねぐらとして特に必要と認められる中核的區域について指定するものとする。

(2)特別保護地区の指定計画(平成30年度に指定期間が満了するもの)

年度	指定区分	鳥獣保護区	特別保護地区	指定面積(ha)	指定期間
H30	森林鳥獣生息地	八ヶ岳	八ヶ岳	686.4	H30.11.1~H40.10.31
H30	森林鳥獣生息地	御岳	御岳	176.0	H30.11.1~H40.10.31
H30	集団渡来地	本栖	本栖	470.0	H30.11.1~H40.10.31
合計			3箇所	1,332.4	

【参考】鳥獣保護区の存続期間の更新について

特別保護地区は、鳥獣保護区内に指定されるため、その存続が前提となる。第12次鳥獣保護事業計画において、「・・・指定期間が終了する鳥獣保護区については、全て指定期間を更新する。」とされている。平成30年度において指定期間が終了する鳥獣保護区は、別表「鳥獣保護区」のとおりであり、全て更新を行う予定。そのほか、新規指定及び既存保護区の変更の予定はない。